

地域文教委員会 送付 3 - 1 0

区の屋内喫煙所設置助成事業について

受付年月日 令和 3 年 6 月 2 8 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

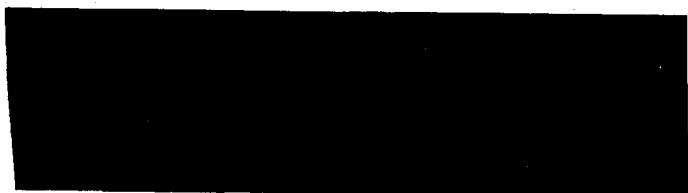
陳情書

千代田区議会議長

2021年6月28日

【件名】 区の屋内喫煙所設置助成事業について

【提出者】



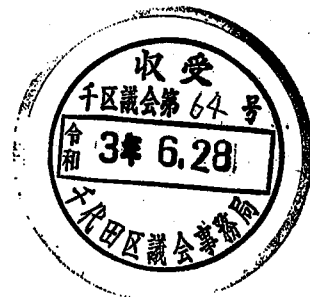
【理由】

昨年、コロナ禍でなかなか入居者のいないテナントに区助成の喫煙所が設置された。[redacted] [redacted] に対し、事前の説明がなく、営業が開始された。[redacted] は、[redacted] であり、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted] を行っており、設置場所として適していない。

区の助成条件を見ると、「近隣の居住者、店舗、事業者、町会等から、設置についての了解が得られる」とあるが、区役所担当部署の話によれば、実質は個々のテナントではなく、ビルを有するオーナーの承諾が得られれば、そのビルのテナントすべて承諾した、ということになり、オーナーのみに話せばよいことになっているそうである。そのため、[redacted] [redacted] には話なく計画が進められた。

区の担当課や設置者との話し合いを経て、[redacted] は閉鎖してもらっているが、コロナ禍のため時短営業が認められているとのことで、コロナ以降に [redacted] [redacted] までの営業になることが懸念されている。

直接的な影響としては、[redacted] [redacted] ことや、[redacted] [redacted] が大変心配していること、喫煙所 [redacted] ということによって [redacted] の減少、喫煙所を理由とした [redacted] があること、営業していない時刻に喫煙所外で吸うものがあり、その副流煙が [redacted] に入ってくることで、喫煙しなくとも、その前にたむろするものが現れたこと、など治安も含め心配事が生じている。



これに対し、区の担当課へ相談したところ、相談に応じた区職員によると、泣き寝入りするしかないとの回答を得た。

これは、個別の例ではあるが、一般的に区の事業に再考を求めたいのは、

- ① 設置後に近隣に問題が生じた場合には個別の対応をすること。営業時間が一日8時間以上との条件があるが、上記のような場合においては、隣接テナント、住民の要望があれば時短を認めること。
- ② 設置者が事前に近隣から承諾を得たとしても、子供の施設、医療関係の施設、など無いか、本当に適した場所なのかを区が責任もって調査する必要がある。このケースにおいては、[redacted]や[redacted]であるだけでなく、[redacted]には、[redacted]があり、[redacted]にも[redacted]がある。それに加え、この辺りでは珍しい[redacted]も[redacted]所在し、千代田区でもとりわけ[redacted]が多い場所である。

他の区の例として参考までに記載するが、板橋区で移動せざるを得なくなった喫煙所がある。それは、子供の英会話教室がある、医療所がある、日ごろ子供が良く通る道、などの理由で、喫煙者が身にまとう3次副流煙まで考慮し、移動したとの経緯もある。

- ③ 文京区などは、設置後、近隣で問題が生じた場合には自己で問題を解決し、できない場合には助成を取り消すという文言がある。千代田区も、同様の対応が必要ではないか。

[redacted]

現行の方法では、このようにして得た承諾を鵜のみにし、本件のように、本来は適していないところに喫煙所を設置してしまいかねない。

路上喫煙防止の推進を図るうえで、公衆喫煙所事業を進めていく途上になると思うが、こういった問題が千代田区のあちこちで生じないように、慎重に場所を選定し、区の担当者が足を運んで調査すべきである。また、こういった見過ごしから生じた問題があった場所には、何らかの見直し、条件の変更などをしていただきたい。

[redacted]